

軍歴証明発行事務取扱要領

(目的)

- 1 本要領は、熊本県軍歴証明の発行について、その事務の適正化を図ることを目的とする。

(証明書の発行)

- 2 軍歴証明は次の場合に発行する。
 - (1) 公務員が、その共済年金に軍人在職期間を通算するとき。
 - (2) 厚生年金受給権者が、その軍属期間を在職期間に通算するとき。
 - (3) 旧軍人が原爆手帳を申請するとき。
 - (4) 旧陸軍生徒が、旧陸軍各種学校に在籍もしくは卒業したことの証明が必要なとき。
 - (5) その他熊本県健康福祉部社会福祉課長（以下「社会福祉課長」という。）が必要と認めるとき。

(申請者の資格)

- 3 軍歴証明の申請は、本人に限る。但し、本人が死亡しているときはその配偶者に限って申請できるものとする。

(申請様式)

- 4 軍歴証明を申請しようとする者は、軍歴証明申請書（別記様式1）により申請するものとする。

(証明書の様式)

- 5 軍歴証明の発行は、軍歴証明書（別記様式2）により行うものとする。

(関係資料の提出)

- 6 申請者の身分、もしくは申請理由等に疑義があるときは、社会福祉課長は確認のための資料の提出を求めることができる。

(附則)

- 7 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成19年7月2日から施行する。
- 10 この要領は、平成19年7月26日から施行する。